

## navigation

## 太陽光発電設備等 (再生可能エネルギー発電設備) に係る課税について

□ 税務課 固定資産税係 ☎ 0978-62-1805(内線 124・125・126)

### ①固定資産税が課税されます

土地・家屋の屋根等に10kW以上の太陽光パネルを設置して発電量の全量を売電する場合、これらの設備は固定資産税(償却資産)の課税対象となり、申告の義務があります。  
※事業の用に供さない家庭用を除きます。

### ②固定資産税の軽減(特例措置)

#### 【対象設備】

経済産業省による固定価格買取制度の認定を受け取得された再生可能エネルギー発電設備(蓄電装置、変電設備、送電設備を含む)のうち、償却資産に該当する部分。ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ10kW未満)を除きます。

#### 【適用期間】

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分

**【取得時期】** 平成24年5月29日～平成28年3月31日

#### 【特例内容】

当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2に軽減。

※詳しくは市公式ウェブサイトをご覧いただき、お問い合わせください。

## 下水道工事に伴う交通規制のお知らせ(大内地区)

現在、大内地区で下水道工事を行っておりますが、右図の工事区間ににおいて車両通行止めを予定しています。

工事期間中は、何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

#### 【規制種別】

車両通行止め(工事区内の通りぬけができません)

**【工事期間】** 12月上旬～平成28年3月下旬まで

**【作業時間】** 8時30分～17時

## navigation

## 「高額介護合算療養費のお知らせ」を送付します

□ 市民課 国保年金係 ☎ 0978-62-3131

「高額介護合算療養費制度」とは、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が基準額を超えた場合に、その超えた金額を払い戻すことで、負担を軽減する制度です。

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で高額介護合算療養費の支給が見込まれる方には、平成28年1月中にお知らせと支給申請書が送付されます。支給申請書に必要事項を記入し、市役所各庁舎の国民健康保険の窓口で申請手続きをしてください。

#### 【申請に必要な書類】

- ①支給申請書・お知らせの文書
  - ②印鑑(認め印)
  - ③通帳等(口座情報が確認できるもの)
  - ④国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証
  - ⑤介護保険被保険者証
  - ⑥マイナンバー通知カード等(マイナンバーを確認できるもの)
- ※平成28年1月から個人番号利用開始に伴い、申請書等へマイナンバーの記載が必要になります。窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる証明書(運転免許証等)も併せてお持ちください。

#### 【申請場所】

- 〔本庁舎1階〕 市民課 国保年金係
- 〔山香庁舎1階〕 山香振興課 市民生活係
- 〔大田庁舎1階〕 大田振興課 市民生活係

## navigation

## 工事区間

□ 上下水道課 下水道工務係 ☎ 0978-62-2717



## navigation

## 入札参加資格審査申請 (物品・委託)を受け付けます

□ 財政課 契約係 ☎ 0978-62-1803

平成28年度に杵築市が発注する物品購入・委託業務等の入札参加を希望する事業者は申請書を提出してください。なお、平成27・28年度の登録(申請は平成27年1月)をしている場合は、今回の申請は不要です。

申請書および添付書類の詳しい情報については、市公式ウェブサイトをご覧いただくか、財政課へお問い合わせください。

#### 【受付期間】

平成28年1月4日(月)～29日(金)

※閉庁日を除く

**【提出場所】** 〔本庁舎2階〕 財政課 契約係

**【有効期間】** 平成28年4月1日～平成29年3月31日  
※建設工事は2月、測量・設計コンサルタント業務は3月の受付を予定しています。

## navigation

## 土地・家屋に異動があったときは届け出を

□ 税務課 固定資産税係 ☎ 0978-62-1805(内線 124・125・126)

固定資産税は、毎年1月1日時点で土地、家屋、償却資産を所有されている方に課税されます。

土地または家屋を所有されている方で、家屋の新築、改築、用途変更(住宅を店舗に変更した場合等)、取り壊しをされた方、土地の利用状況の変更をされた方は、届け出が必要です。早めに連絡をお願いします。家屋で取り壊しの確認が出来ない場合は、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。法務局で登記を変更された方は、届出は不要です。

#### ●家屋の取り壊し

家屋を取り壊した場合、法務局にて建物滅失登記をすることが義務づけられていますが、何らかの事情により滅失登記が出来ないときや未登記家屋の取り壊しがあれば「家屋取扱届出書」を税務課固定資産税係に提出してください。



## navigation

## 新規に創業・開業をお考えの方へ

□ 商工観光課 企業誘致推進室 ☎ 0978-62-1808

①杵築市新規創業・開業チャレンジ事業補助金の募集を開始しました！

新規に創業・開業する個人および事業者への支援制度を創設しました。杵築市内で創業や開業をお考えの方は、ぜひこの機会にご相談ください。

②創業セミナーを開催します！

創業・独立開業の第一歩。創業セミナーでは創業の準備・初期段階に必要な知識の習得や経験の共有、ビジネスプランを磨き上げます。セミナーに参加して、ぜひご自身の可能性を感じてください。

#### 【開催日程】

12月7日(月)、12月21日(月)、1月18日(月)、2月1日(月)  
18時～20時

※場所は決まり次第、参加者にご連絡します。

## navigation

## 個人番号カード交付等のため 市役所窓口を臨時開庁します

□ 市民課 戸籍係 ☎ 0978-62-1806

市民の皆様の個人番号交付等をスムーズに行うために、下記のとおり担当窓口を臨時開庁いたします。

#### 【開庁担当課】

- 〔本庁舎1階〕 市民課 戸籍係
- 〔山香庁舎1階〕 山香振興課 市民生活係
- 〔大田庁舎1階〕 大田振興課 市民生活係

#### 【開庁日】

平成28年1月10日(日)・24日(日)  
2月14日(日)・28日(日)  
3月6日(日)・13日(日)・26日(土)・27日(日)

**【開庁時間】** 8時30分～16時まで

#### 【開庁業務】

個人番号カードの申請・交付・相談、  
転入転出転居の届出、住民票関連の証明発行  
※上記業務において一部の手続きができない場合  
がありますのでご了承ください。